

地方自治法改正（「都構想」関連）要綱（案）

第一 都及び特別区の設置手続

1. 都・特別区設置協議会の設置

(1) 設置

都及び特別区を設置しようとするときは、都となる道府県及び特別区となる区域を含む市町村（以下「関係地方公共団体」という。）は、都及び特別区の円滑な運営の確保を図るための基本的な計画（以下「都・特別区基本計画」という。）の作成その他都及び特別区の設置に関する協議を行う協議会（以下「都・特別区設置協議会」という。）を置くものとする。

※都・特別区設置協議会は、第二の事務・財源配分等協議会を兼ねることができる。

(2) 設置までの手続

都・特別区設置協議会は、関係地方公共団体での条例制定に基づき、規約を定めて設置する。

2. 都・特別区基本計画

(1) 基本計画に定める事項

都・特別区基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- ・特別区の区域
- ・都及び特別区の円滑な運営の確保を図るための基本方針

(2) 総務大臣との協議

都・特別区基本計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

3. 都及び特別区の設置

(1) 都及び特別区の設置は、関係地方公共団体の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

(2) (1) の申請については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

(3) (1) の申請は、総務大臣を経由して行う。

(4) (1) の処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(5) (1) の処分は、(4) の告示によりその効力を生ずる。

第二 事務・財源配分等協議会

1. 事務・財源配分等協議会の設置

(1) 設置

都及び特別区は、都及び特別区との間で分配する事務の範囲、管理及び執行の方法※1並びに都及び特別区との間における財源配分及び財政調整に関する事項※2につき協議を行う協議会（以下「事務・財源配分等協議会」という。）を設けることができる。

※1 現行法上の事務の分配は、原則として、都は都道府県が処理する事務、特別区は市町村が処理する事務を行うが、大都市地域における行政の一体性・統一性の観点から一体的に処理する必要のある事務（上下水道の設置管理、消防等）については、都が行うこととなっている。このような事務の分配を都と特別区の協議で決められるようにする。

※2 現行法上の財源配分及び財政調整として、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が法定の都税（市町村民税（法人分）・固定資産税・特別土地保有税）の条例で定める一定の割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付する制度（都区財政調整制度）が設けられている。このような財源配分及び財政調整を都と特別区の協議で決められるようにする。

(2) 議会の議決

事務・財源配分等協議会の設置及び協議の結果については、都及び特別区の議会の議決を経なければならない。

2. 意見書の提出

(1) 内閣に対する意見書の提出

事務・財源配分等協議会は、協議が調った事項を実施するために必要な措置について、内閣に対し意見書を提出することができる。

(2) 意見書に対する内閣の対応

ア. 内閣は、(1)の意見書の提出を受けたときは、その意見を尊重し、これに遅滞なく回答するとともに、その内容を国会に報告しなければならない。

イ. 内閣は、(1)の意見書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、その提出を受けた日から三月以内に、所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(3) 報告に対する国会の対応

国会が、(2)アの報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。

※ 協議会は、財政調整とあわせ必要となる地方交付税制度の改正についても、内閣に意見を提出できる。

第三 大都市制度改革の推進スケジュール

附則に以下のような規定を置く。

- 関係地方公共団体の議会の議員の経過措置など必要な経過措置。
- 政府は、大都市制度の在り方について、関係する地方公共団体に検討を促し、新たな制度への移行を求める地域は速やかに移行できるよう、次の事項につき必要な法制上の措置その他の措置を講ずる。
 - ①平成二十四年度末までに、都への移行を円滑にするために必要な制度（地方交付税制度の改正は除く）の整備
 - ②平成二十五年度末までに、大都市制度改革（地方交付税制度の改正、都の設置以外の制度改革を含め）に関し、関係する地方公共団体から国に対する制度改革要望を促した上で、追加的に必要な制度の整備